

小水力発電の水利使用手続の 簡素化・円滑化等

1. 小水力発電のための水利使用
2. 小水力発電の水利使用手続の簡素化・円滑化等
3. 慣行水利権に係る小水力発電の事例

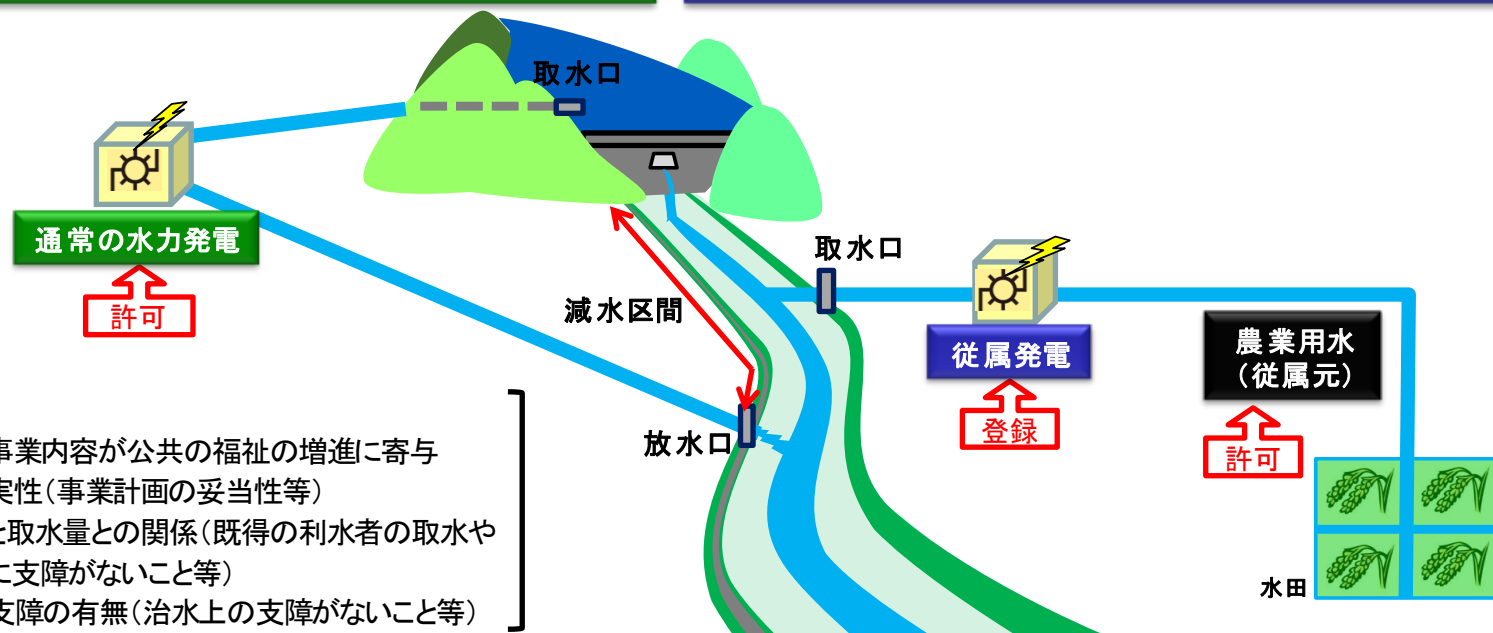
1. 小水力発電のための水利使用

- 河川を流れる水は公共のものであり、利用に当たっては、農業、水道、工業、発電などの目的ごとに河川法に基づく手続が必要。
- こうした目的に応じて河川の流水を利用することを「水利使用」と呼び、河川の流水を利用した発電には、
 - ①河川から直接流水を取水する**通常の水力発電**と
 - ②既に許可を受けた農業用水等を利用して発電する**従属発電**とがある。
- 通常の水力発電の場合は、国土交通大臣等の**許可**が、従属発電の場合は、国土交通大臣等の**登録**が必要。なお、河川法以外に電気事業法等の手続が必要となる場合もある。
- 国土交通大臣等が水利使用の許可を行う場合には、出力規模に応じて、経済産業大臣との協議や関係都道府県知事等への意見聴取等の手続が必要（**登録の場合は不要**）。

小 水 力 発 電

通常の水力発電

従 属 発 電



【許可基準】

- ① 目的及び事業内容が公共の福祉の増進に寄与
- ② 実行の確実性(事業計画の妥当性等)
- ③ 河川流量と取水量との関係(既得の利水者の取水や河川環境に支障がないこと等)
- ④ 公益上の支障の有無(治水上の支障がないこと等)

2. 小水力発電の水利使用手続の簡素化・円滑化等

通常の水力発電

従属発電

簡素化・円滑化

広聴・広報

①申請書類の簡素化【平成17年3月28日周知】

②従属発電に係る水利使用許可権限の移譲
【平成23年3月1日施行】

③総合特別区域法による手続の簡素化・円滑化
【平成23年8月1日施行】
※東日本大震災復興特別区域法【平成23年12月26日施行】
構造改革特別区域法【平成24年9月5日施行】

登録制の導入により、施行規則に定める申請書類から除外

従属発電のみ権限移譲し、その後、通常の水力発電（小水力発電）についても権限移譲。

④小水力発電（1,000kW未満）に係る水利使用手続の簡素化【平成25年4月1日施行】

⑤非かんがい期等における小水力発電の水利使用手続の簡素化等【平成25年7月1日周知】

登録制の導入により、全国展開されたため、特区法等による特例措置は廃止

⑥登録制の導入（河川法改正）
【平成25年12月11日施行】

⑦慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化【平成25年12月11日周知】

⑧小水力発電に関する参考資料の作成

- ・小水力発電を河川区域内に設置する場合のガイドブック（案）【平成25年3月～】
- ・小水力発電設置のための手引き【平成25年8月～】
- ・小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック【平成25年12月～】

⑨小水力発電のプロジェクト形成の支援【平成25年3月～】

2. ①申請書類の簡素化

他の水利使用に従属する水利使用の許可手続に関して、申請書の添付図書を省略する簡素化を実施。(平成17年3月28日周知)

●通常発電の水利使用許可の申請に必要な主な書類

水力発電計画の概要

発電に使用する水量の根拠

河川流量の確認資料

発電のための取水が可能かどうかの計算書

治水・利水・環境への対策

発電施設の構造計算書、設計図

関係河川使用者の同意書

●従属発電の水利使用許可の申請に必要な主な書類

水力発電計画の概要

発電に使用する水量の根拠

河川流量の確認資料

発電のための取水が可能かどうかの計算書

治水・利水・環境への対策

発電施設の構造計算書、設計図

関係河川使用者の同意書

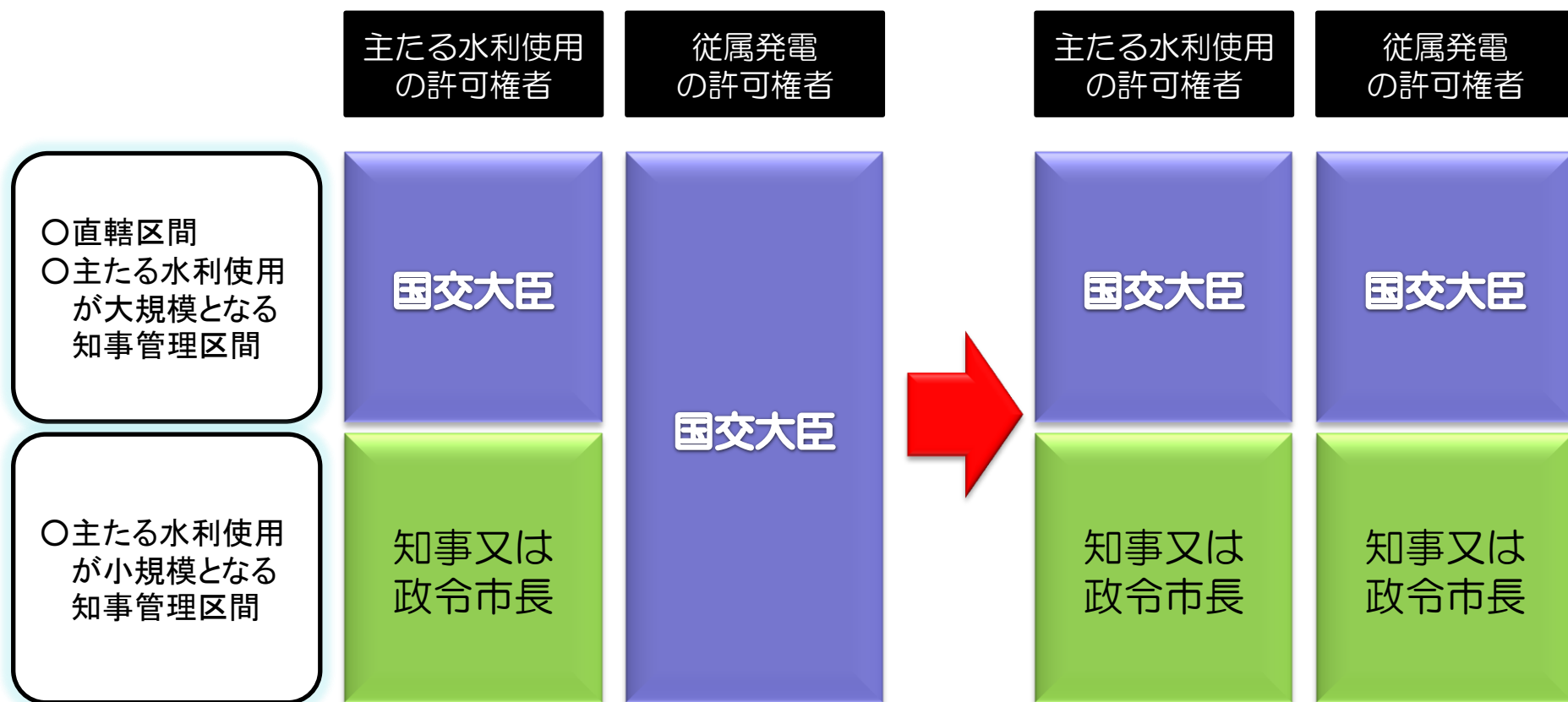
不要

2. ②従属発電に係る水利使用許可権限の移譲

一級河川における従属発電に係る水利使用の許可について、政令を改正し、国土交通大臣から都道府県知事等に対し権限移譲を実施。(平成23年3月1日施行)

【従 前】

【政令改正後】



2. ③総合特別区域法による手続の簡素化・円滑化

特例の目的

我が国の経済社会の活力の向上及び持続発展を図るため、地域活性化総合特別区域における小水力発電（従属発電）の導入の促進を図る観点から、小水力発電に係る水利使用の許可手続の簡素化等に関する特例措置を講ずる。（平成23年8月1日施行）

地域活性化総合特別区域計画に記載された小水力発電(従属発電)について、以下の特例措置を講ずる(※)

(※) 河川管理者や都道府県知事、下流の利水者等が参画する地域協議会において、総合特区計画が協議された場合

1. 河川法及び電気事業法の手続の簡素化

現行制度

○河川法

- ① 国土交通大臣の認可又は協議・同意
- ② 関係行政機関の長との協議
- ③ 関係都道府県知事等への意見聴取
- ④ 関係河川使用者への通知

○電気事業法

- ⑤ 経済産業大臣への報告及び意見聴取

特例措置①

国土交通大臣の認可等を不要化

2. 標準処理期間の短縮化

現行制度

○水利使用許可に係る標準処理期間

- ① 国土交通大臣が行うもの：10か月
- ② 地方整備局等が行うもの：5か月

特例措置②

相当程度短い期間に短縮（1ヶ月）

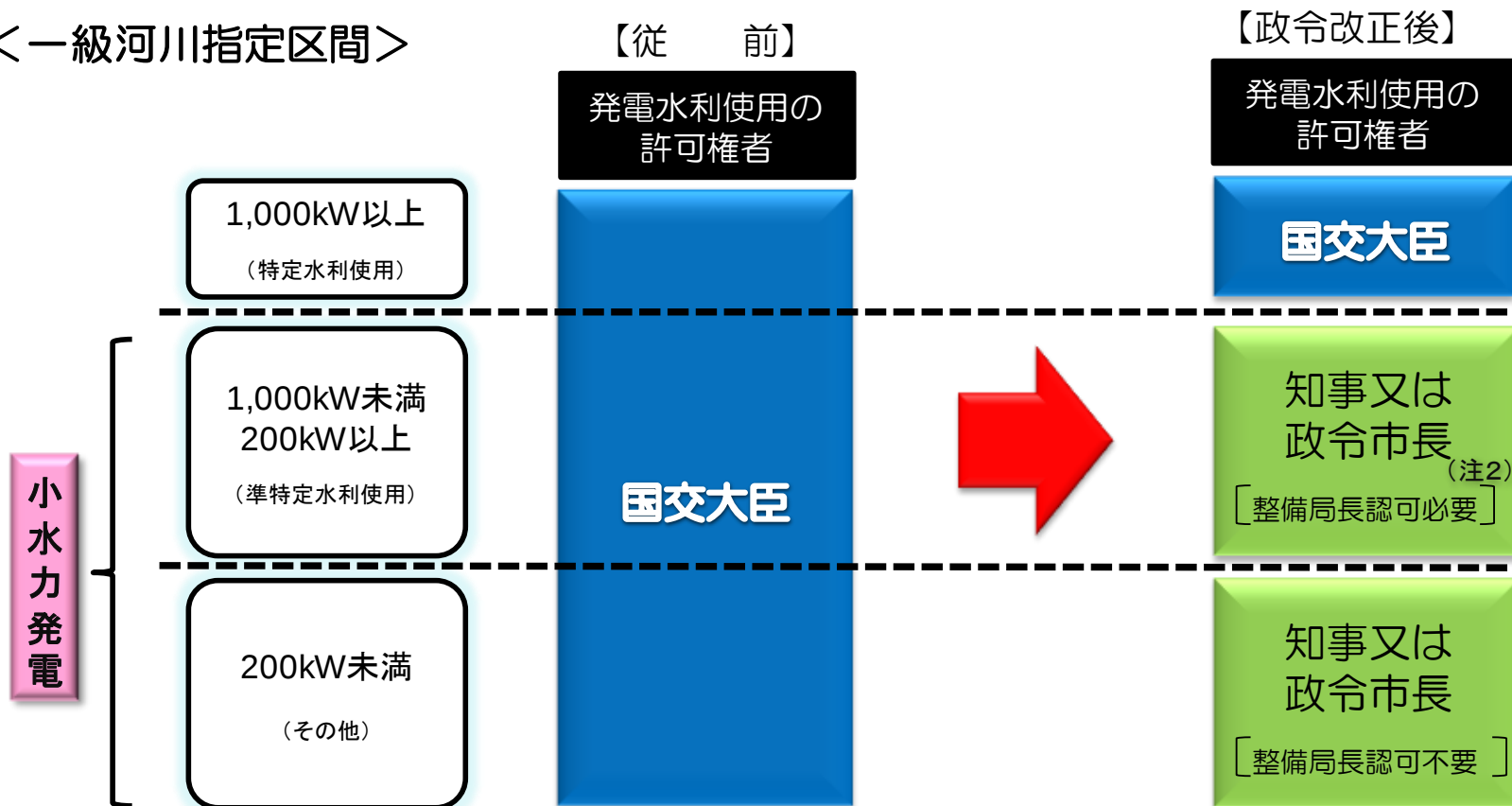
○東日本大震災復興特別区域法（H23.12.26施行）、構造改革特別区域法（H24.9.5施行）においても同様の措置を実施

2. ④小水力発電(1,000kW未満)に係る水利使用手続の簡素化

小水力発電(1,000kW未満)のためにする水利使用について、政令を改正し、水利使用区分を見直し。(平成25年4月1日施行)

これにより、小水力発電については、関係行政機関との協議等を不要とし、一級河川指定区間では、国土交通大臣から都道府県知事等に対し許可権限を移譲。

＜一級河川指定区間＞



(注1) 従属発電の水利使用区分は、出力の規模によらず、原則、従属元の水利使用区分に従う。

(注2) 一級河川指定区間において、政令市長が準特定水利使用の許可を行う場合は、都道府県知事への意見聴取が必要。

(注3) 一級河川直轄区間では国土交通大臣が、二級河川では都道府県知事等が、出力の規模によらず、許可権者となる。

＜簡素化措置＞

設備容量に余裕のある水力発電において最大取水量や最大使用水量を変更する場合について、河川環境や河川使用者への影響に変更がない場合、申請の際に必要な添付資料は変更に関する事項を記載したもので可。

① 取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データ又は河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用可能。

② 河川管理者等が調査した河川流量データがない場合、取水予定地点を含む流域と地形等が類似している近傍の他の観測所等の河川流量データをもとに水利使用状況から自然流量を算出した上で流域比換算により算出した河川流量データを根拠とすることが可能。

③ 発電に伴う減水区間において、既に維持流量が設定され、既存の河川環境に係る資料が存在する場合には、動植物、景観等の新たな河川環境調査は省略可能。

④ 動植物に係る調査について、文献調査又は聞き取り調査で代表種を選定可能。

⑤ 休止していた小水力発電を再開する場合について、河川流況、取水環境等を踏まえた上で、動植物や景観等の新たな河川環境調査は省略可能。

⑥ 既許可の取水施設等を改築せずそのまま活用する場合においては、取水施設等の構造図等の添付は不要。

○ 河川流量調査等の調査結果の提供について

河川管理上必要な河川流量調査等を行い、地方整備局等に設置しているプロジェクト形成支援窓口を通じて、事業者の求めに応じて、調査結果を積極的に提供。

水力発電のご検討の際や水利使用手続の申請書類等を作成する際に参考となるデータをご紹介します。

国土交通省水管理・国土保全局が所管する流量等の観測所における観測データ

▶ 「水文水質データベース」

国土交通省が所管するダム等(国及び(独)水資源機構、都道府県の管理)の水文水質データの統計値

▶「ダム諸量データベース」

国十交通省が一級河川で行った魚類調査等の調査結果

▶「河川環境データベース(河川水質の国勢調査)」

データは国土交通省 HPで公表しています。



水文水質データベース

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport, Japan

あなたは **03829220** 番目の訪問者です。

トップページ

水文水質データベースとは

利用上の注意

水文水質観測の概要

関連資料

水情報国土

川の防犯情報

河川環境データベース

ダム統計情報

浸水情報クリアリンクハウス

ご意見・ご要望

関連サイトリンク

このデータベースは水文水質にかかわる国土交通省水管理・国土保全局が所管する観測所における観測データを開示することを目的としています。

掲載対象としているデータは、雨量、水位、流量、水質、底質、地下水位、地下水質、積雪深、ダム堰等の管理諸量、海象です。

観測所諸元
からの検索

観測項目、水系、所在地等を指定して、観測所所在地から検索できます。

地図
からの検索

地図に表示された観測所を地図上でクリックして、観測所名から検索できます。

水系単位の
観測所一括検索

水系を指定し、その水系内の雨量観測所、水位流量観測所を選択すると、観測データが一括検索できます。

● お知らせ

過去のお知らせはこちら

● 観定値の欠測・異常値に関するお知らせ

2. ⑥登録制の導入(河川法改正)

■改正前

既に水利使用の許可を得た農業用水等を利用して小水力発電(従属発電)を行うには、農業用水等とは別に、水利使用の許可が必要

■改正後

従属発電について、河川の流量等に新たな影響を与えるものではないため、新たに登録制を導入

■効果

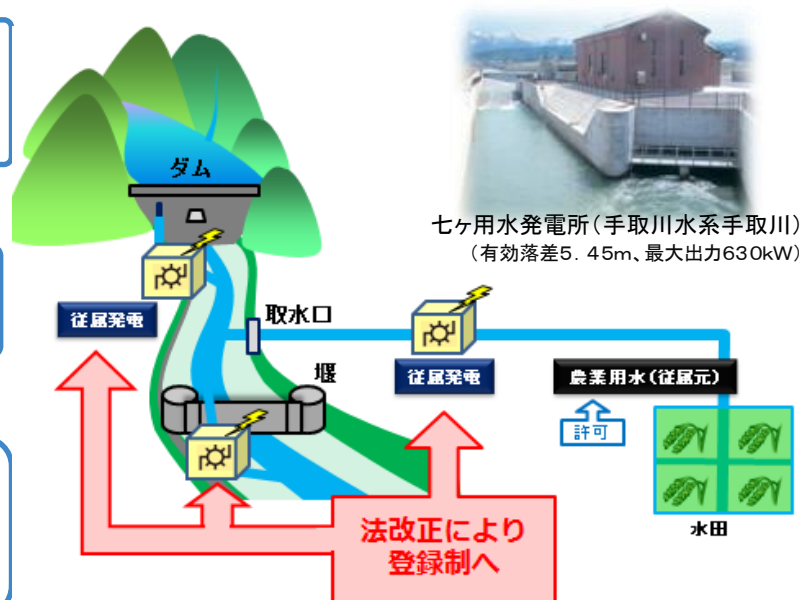
【平成25年12月11日施行】

水利使用手続の簡素化・円滑化が図られるとともに、水利権取得までの標準処理期間が大幅に短縮(5ヶ月→1ヶ月) ※河川区域内の工事等が必要な場合は3ヶ月

(登録制の内容)

- 審査要件・審査内容の明確化
(一定の要件を満たせばすべて登録)
- 関係行政機関との協議・意見聴取や関係河川使用者の同意が不要
※従属元の同意は必要
- 申請書類が許可申請よりも簡素

農業用水路を利用した従属発電の例



登録制の対象となる従属発電

- ① 既に許可を受けた農業用水等を利用して行う発電
(慣行水利権の流水を利用した従属発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できる場合は、登録制の対象となる。)
- ② ダム又は堰から次の場合に放流される流水を利用して行う発電
(魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。)
・河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき
・洪水調節容量を確保するために必要なとき
・許可を受けた水利使用(発電以外のためにするものに限る。)のために必要なとき

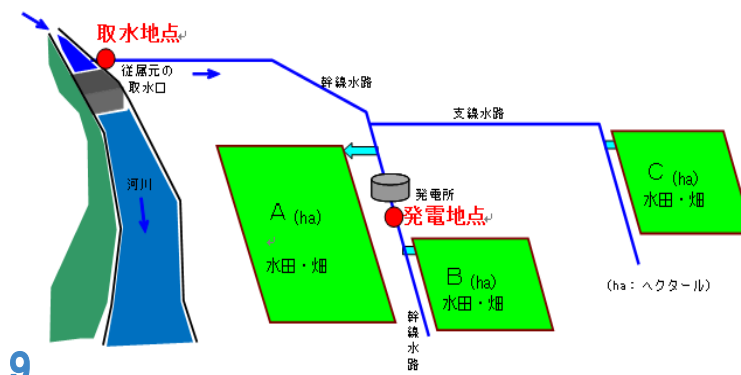
2. ⑦慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化

登録制は、従属元水利使用の許可の審査において下流の利水者や河川環境への影響について既に確認していることから、手続を簡素化しており、慣行水利権に係る小水力発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できるものについては、登録制の対象。この場合の取水量調査について簡素化。（平成25年12月11日周知）

<登録の対象となる場合の簡素化措置>

① 取 水 量	計測地点	慣行水利権の取水地点 ----- 取水地点における取水量と同量であることが確認できる他の地点でも可。
	計測期間	10年間の取水量データは必ずしも必要でなく、少なくとも1年間の計測で可。
	計測頻度	日毎の計測は必ずしも必要でなく、少なくとも半旬毎（5日に1回）で可。 なお、系統連系せず、地域の環境学習等で活用の場合は、月1回で可。
	流量データ	慣行水利権に基づく取水地点における取水量と同量であることが確認できる他の地点の実測流量を慣行水利権に基づく取水地点の取水量とみなすことが可能。 ----- 発電地点と慣行水利権に基づく取水地点との受益面積比、あるいは同時流量計測による換算率等により、慣行水利権に基づく取水量を推定することが可能。
②登録の対象となる流水の占用に係る権利の存続期間		原則、計測期間と同年を登録。 登録後において引き続き慣行水利権に基づく取水量を計測している場合は、次回、原則、当初の存続期間に新たな計測期間を合算した期間を登録。（ただし、計測期間より従属元の同意の期限が短い場合は同意の期限まで）
③届出書に記載の取水量・取水期間		届出書に記載された取水期間及び取水量と比較して、現状の内容（計測又は推定した取水量・取水期間）がその範囲内であれば、従属発電の取水量及び取水期間は届出の範囲内で認められる。 ※届出書に取水期間又は取水量の記載がない場合は聞き取り調査等で確認。
④発電取水量報告		発電出力からの換算により発電の取水量を推定することが可能。

※ 慣行水利権の権利内容が不明確であり、従属関係が確認できない場合の新規の発電許可手続については、河川管理者等が調査した河川流量データの調査結果の活用等の簡素化措置を周知。



2. ⑦参考：慣行水利権の届出状況による取水量データの確認方法

届出書の提出の有無

あり

なし

取水期間及び取水量の
記載の有無

申請に先立ち、慣行水利権
者から、施行規則第36条第1
項に基づく別記様式第20に
より届出書の提出を求める

(届出内容
の確認)

取水期間：記載あり
取水量：記載あり

取水期間：記載あり
取水量：記載なし

取水期間：記載なし
取水量：記載あり

取水期間：記載なし
取水量：記載なし

取水量データの取水期間・
取水量が届出内容の範囲
内であることを確認する

・取水量データの取水期間
が、届出内容の範囲内である
ことを確認する
・取水量データの取水量が、
近隣の類似の取水形態にあ
る者との比較、上下流・左
右岸等の関係利水者への聞
取り調査等により、適正で
あることを確認する

・取水量データの取水期間
が、近隣の類似の取水形
態にある者との比較、上下
流・左右岸等の関係利水者
への聞取り調査等により、
適正であることを確認する
・取水量データの取水量が、
届出内容の範囲内であるこ
とを確認する

取水量データの取水期間・
取水量が、近隣の類似の
取水形態にある者との比較、
上下流・左右岸等の関係利
水者への聞取り調査等によ
り、適正であることを確認す
る

従属元水利使用の取扱い

・取水期間：届出の範囲内
・取水量：届出の範囲内

従属元水利使用の取扱い

・取水期間：届出の範囲内
・取水量：取水量データの
期別毎の最大取水量以下

従属元水利使用の取扱い

・取水期間：取水量データ
に基づく
・取水量：届出の範囲内

従属元水利使用の取扱い

・取水期間：取水量データ
に基づく
・取水量：取水量データの
期別毎の最大取水量以下

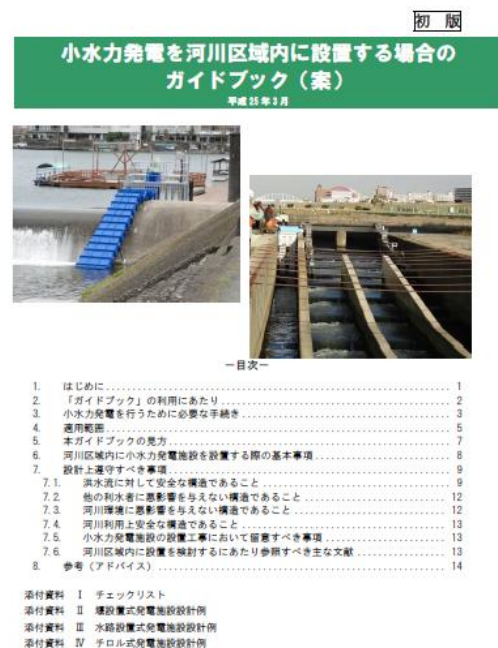
※取水量データが届出
内容を超えている場合は
法第23条の許可を受け
たものとみなされない。

※左記方法による確認
の結果、取水量データが
届出の内容を超えている
場合で、異常値の疑義
がある場合は、申請者に
当該数値が計測された
理由を確認する。異常値
であることが確認でき
た場合は、当該計測値を
排除した上で、従属元水
利使用の上限を確定さ
せる。

※なお、届出書及び取
水量データと申請書及び
使用水量の算出根拠に
齟齬がある場合は、申請
者に補正を求める。補正
の指示に応じず、そのま
ま申請を継続するような
場合は、登録の拒否要
件に該当する。

2. ⑧小水力発電に関する参考資料の作成

小水力発電を河川区域内に 設置する場合のガイドブック (案) (平成25年3月～)



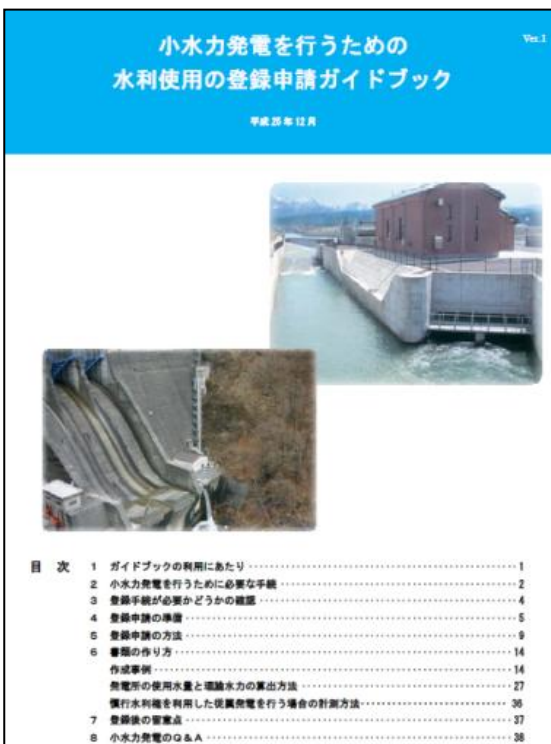
河川区域内への小水力発電の設置を計画される方の参考となるよう、設計上遵守すべき事項やアドバイス等をまとめたガイドブックを作成。

小水力発電設置のための 手引き (平成25年8月～)



小水力発電の設置を新たに計画される方の参考となるよう、水利使用手続の簡素化・円滑化の内容や様々な設置事例等をまとめた手引きを作成。

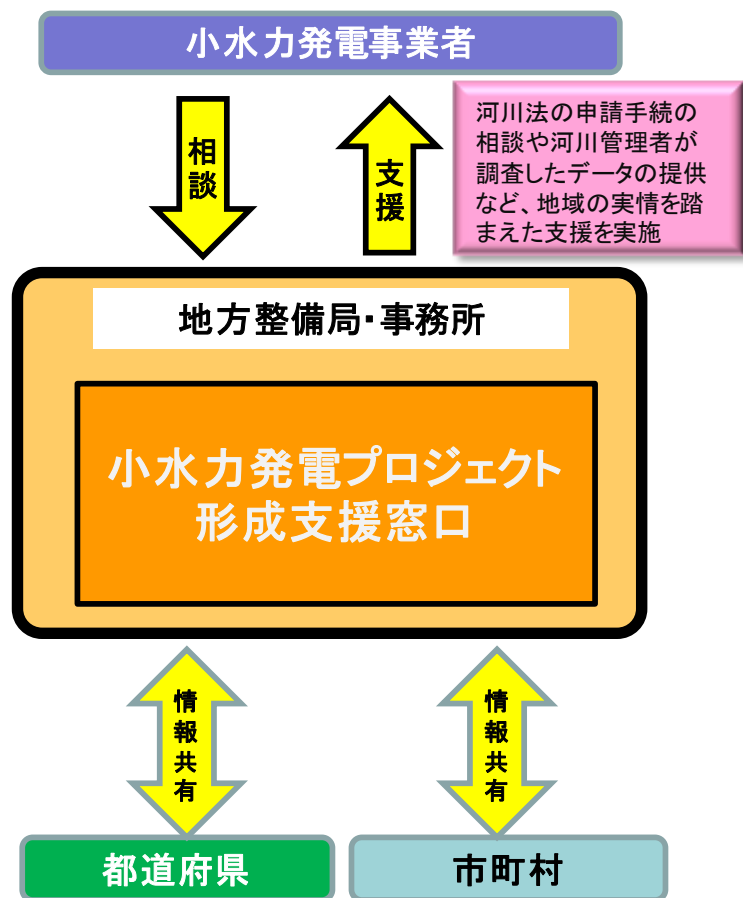
小水力発電を行うための水利 使用の登録申請ガイドブック (平成25年12月～)



従属発電の設置を計画される方の参考となるよう、水利使用の登録申請の方法や書類の作り方等をまとめたガイドブックを作成。

2. ⑨小水力発電のプロジェクト形成の支援

小水力発電事業者が円滑に河川法の申請手続を行えるよう、地方整備局等及び河川事務所に窓口を設置し、小水力発電のプロジェクト形成を積極的に支援します。
(平成25年3月～)



プロジェクト形成支援窓口

お近くの地方整備局等や河川事務所にお問い合わせください。
問い合わせ先は「小水力発電設置のための手引き」及び国土交通省HPに掲載しています。

<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html>

(例)

青森県

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
-----------------------	--------------

岩木川水系

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川管理課	017-734-4590
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 浅瀬石川ダム管理所 管理係	0172-54-8782
-----------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 津軽ダム工事事務所 工務課	0172-85-3005
-----------------------------	--------------

高瀬川水系

国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所 用地課	0178-28-7135
----------------------------	--------------

馬淵川水系

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川管理課	017-734-4590
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系のお問い合わせ先

青森県 県土整備部 河川砂防課	017-734-9661
-----------------	--------------

本省内にも発電水利相談窓口を設置しています。

国土交通省 水管理・国土保全局 発電水利相談窓口

電子メール: syosuiryoku@mlit.go.jp、電話番号: (03)5253-8441

3. 慣行水利権に係る小水力発電の事例

農業用水(慣行水利権)の一部を発電用水として使用

【現在、協議中の事例】

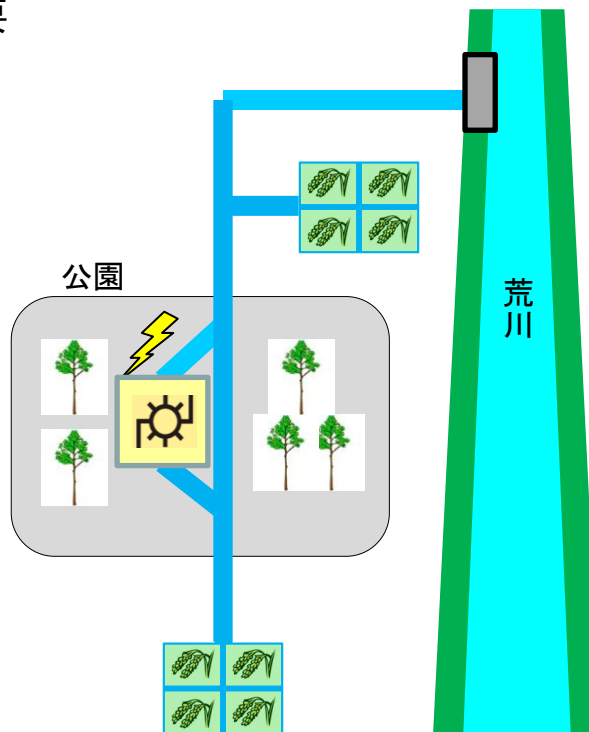
- ・公園内を流れる農業用水路(慣行水利)に市が発電機を設置して、かんがい用水に從属する発電を行うもの。
- ・平成25年12月から平成26年11月まで流量観測(慣行水利権の取水口と、発電機設置箇所の流量調査)を行い、流量観測データを集計して申請書を提出予定。

■ 從属元水利使用(慣行水利)の概要

届出書 提出あり
取水主体 水利組合
最大取水量 通年2. 20m³/s

■ 從属先水利使用(発電)の概要

申請者 市
発電目的 公園内で自家消費、
環境教育の啓発
河川名 阿武隈川水系荒川
有効落差 1. 2m
最大使用水量 0. 60m³/s
最大出力 2. 5kW



発電所設置前の現況

【農業用水の上流部から撮影】



【農業用水分岐後の上流部から撮影】

